

第48号議案

ふじみ野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成24年ふじみ野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第1号」を「同項第2号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、文化に関する事務を市長が管理し、及び執行するため、ふじみ野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。